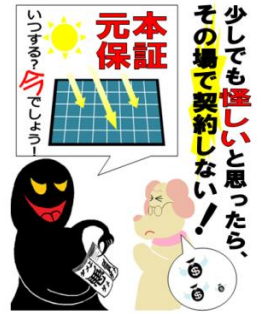


◆うまい話にはご用心！その場で契約しないようにしましょう！

「1ヶ月前に訪問販売で『ソーラーパネルに投資をすれば、3年間毎月収入が入る。元本保証』と言われ契約したが、存在しない会社ようだ。返金してほしい」という相談が入りました。（70代 女性）

事業者から写真を見せられ「大きな会社だから信用してもらったらいい」「3年過ぎたら全額返す」などと言われて120万円支払ったとのこと。相談員からはこれまでの経緯を書面にして、返金を申し入れるよう助言しました。高額な契約の場合、事業者との交渉には時間がかかり、全額返金されることが困難な場合が多いですが、時間がかかっても諦めない気持ちを持ち続けることが大切です。高齢者は、日ごろ自宅にいることが多く、消費者被害に遭いやすいことが特徴です。契約トラブルでお困りの場合は、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。



◆介護事業者からの情報提供



気が付くと、こんな事に！

「認知症の介護利用者（80代 男性）が電話勧誘でスイカを6玉も購入していた。以前、この事業者と取引があったようで、介護利用者の家族がスイカを発見したが、すでに着払いで支払い済み」という情報提供がありました。

相談員からは、成年後見制度の紹介や金銭管理で不安がある場合は地域包括支援センターへ相談するよう助言し、電話勧誘販売であればクーリング・オフができる可能性もあるので、契約者本人や家族から消費者センターに相談するよう伝えました。

一度支払ってしまうと、次々に商品を送りつけられて契約させられる場合もありますので、日頃から家族や友人、地域の見守りや気付きが大切です。

皆さんのまわりで、何か変わったことや気付いたことはありませんか？「おかしい」と感じたら、すぐに大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時



メインキャラクター エルちゃん